

平和に 暮らすために 日本国憲法前文を 読んでみる。



日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。(日本国憲法前文)

第56回日弁連人権擁護大会プレシンポジウム

平和を人権として 考えなおす

「平和への権利」を手がかりに
「平和的生存権」を再検証する

2013年8月9日(金)

午後6時～午後8時30分

パネルディスカッション (50音順)

池住義憲さん(自衛隊イラク派遣差止訴訟名古屋原告団)

河原昭文さん(自衛隊イラク派遣差止訴訟岡山弁護団団長)

坂元茂樹さん(神戸大学大学院法学研究科教授・国連人権理事会諮問委員会委員)

山内敏弘さん(一橋大学名誉教授・憲法学者)

大阪弁護士会館2階ホール

入場無料

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5

(問い合わせ先 大阪弁護士会委員会部司法課 TEL.06-6364-1681)

■主催：近畿弁護士会連合会



平和に暮らしたい、ただそれだけ。

現在、国連人権理事会において「平和への権利」の人権宣言化を目指す議論が高まっています。しかし、そのような国際的な潮流とは反対に、国内では改憲を主張する政党が、憲法前文から「平和的生存権」を削除しようとしています。そこで、本シンポジウムでは「平和への権利」の人権宣言化について学ぶ中で「平和的生存権」の意義を改めて確認したいと思います。

平和を人権として考えなおす 「平和への権利」を手がかりに「平和的生存権」を再検証する



- ・京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
- ・地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
- ・地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
- ・JR 東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分

参加申込欄（切取不要） FAX06-6364-7477（大阪弁護士会委員会部司法課宛）

8/9 シンポジウム「平和を人権として考えなおす」に参加します。

貴名	ご所属	TEL.	FAX.
----	-----	------	------

※記載していただいた個人情報は、参加確認の目的以外には使用しません。